

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の日)

目次

- ◇ 告 自衛官の募集
結核予防法による指定医療機関の辞退
結核予防法による医療機関の指定(二件)
解除予定の保安林
- ◇ 公 告 危険物取扱者試験の実施
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合定款の一部変更
地方職員共済組合役員の変動
地方職員共済組合の昭和五十三年度決算の要旨

告 示

鳥取県告示第八百五十二号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号) 第一百四十四条及び第百

十七条第一項並びに第一百八条の規定に基づき、昭和五十四年度第三次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十四年十月九日から同年十二月三十一日まで。ただし、女子については、昭和五十四年十月九日から同月二十日までとする。

二 試験期日

1 男子については、募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。
(一) 日曜日
(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

2 女子については、昭和五十四年十月二十五日

三 試験場の位置及び名称

1 男子

鳥取市鍛冶町一八 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三三の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

2 女子

米子市両三柳二六〇三 陸上自衛隊米子駐とん地

四 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第八百五十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十四年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日

指定医療機関
の名称

所 在 地

昭和五十四年七月三十一日

だむら薬局

鳥取市西町三丁目三一

〃

吉成薬局

鳥取市吉成七七九一四一

鳥取県告示第八百五十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十四年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十四年八月二十三日	伊達医院 桜谷分院	鳥取市桜谷三六七番地
昭和五十四年八月一日	有限会社 たむら薬局	鳥取市西町三丁目三一
〃	たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一六
〃	吉成薬局	鳥取市吉成七七九一四一

鳥取県告示第八百五十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十四年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十四年八月三十日	岡崎内科医院	米子市皆生一五七の一七

鳥取県告示第八百五十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字上荒舟字上地谷口六八九(次の図に示す部分に限る。)、六八二の二、六八二の三、六八七
- 二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

消防法(昭和29年法律第186号)第18条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和54年10月9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類

- (1) 甲種危険物取扱者試験
 - (2) 乙種危険物取扱者試験
 - (3) 丙種危険物取扱者試験
- 2 試験の日時及び場所
- (1) 日時 甲種危険物取扱者試験 昭和54年11月29日 午前10時から

乙種危険物取扱者試験 昭和54年11月29日 午前10時から
 丙種危険物取扱者試験 昭和54年11月29日 午後1時から

(2) 場所
 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 倉吉市殿城279 鳥取県中部総合事務所
 米子市柁町1の160 鳥取県西部総合事務所
 米子市富士見町一丁目103の1 鳥取県西部広域行政管理組合消防本部

3 受験資格

(1) 甲種危険物取扱者試験については、消防法第13条の3第4項の規定に該当する者

(2) 乙種危険物取扱者試験については、消防法第13条の3第5項の規定に該当する者

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間
 昭和54年10月12日から同月26日まで（郵送による場合は、10月26日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 提出書類

- ア 受験願書
 - イ 甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類
 - ウ 写真 1枚
- 受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽かつ無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもの

エ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第5項又は第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際、同条第5項又は第6項に規定する免状の写しを添付するとともにその免状を試験当日提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

- ア 甲種危険物取扱者試験 3,000円
- イ 乙種危険物取扱者試験 2,000円
- ウ 丙種危険物取扱者試験 1,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課

雑 報

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合定款の一部を変更することについて、次のと

おのり公告する。

昭和54年10月9日

地方職員共済組合理事長 齋 藤 正 夫

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

地方職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日)の一部を次のように変更する。

第二条中「行ない」を「行い」に改める。

第六条、第十条第二項、第十二条第一項、第十六条第一項及び第二十条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第二十二條第一項第二号中「ロ 小山市街地開発組合」を「ロ 削除」に、「ト 足利市街地開発組合」を「ト 削除」に改める。

第二十四條及び第二十五條第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第二十六條第一項及び第二項中「こえる」を「超える」に改める。

第二十七條及び第二十八條第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第二十九條第二項中「もつぱら」を「専ら」に改める。

第三十五條第二項中「行なわれている」を「行われている」に改める。

第三十六條中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この変更は、昭和五十四年八月一日から施行する。ただし、変更後の第二十二條の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

地方職員共済組合役員の異動について

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員の異動について次のとおり公告する。

昭和54年10月9日

地方職員共済組合理事長 齋 藤 正 夫

異任 理事(非常勤) 井 下 登喜男(8月27日付)

就任 理事(非常勤) 丸 山 高 満(8月27日付)

地方職員共済組合定款第6条及び第34条の規定に基づき昭和53年度決算の要旨を公告する。

昭和54年10月9日

地方職員共済組合理事長 齋 藤 正 夫

昭和53年度決算の要旨

1 組合の概況

(1) 組合に属する地方公共団体の数

都 道 府 県	47
一 部 事 務 組 合	19
地 方 開 発 事 業 団	5
計	71

(2) 組合員数、被扶養者数及び給料(俸給)月額

(単位：人・千円)

区分	組合員数	被扶養者数	給料(俸給)月額
組合員種別			
地方公務員	352,049	587,975	66,847,673
国家公務員	17,793	30,340	2,904,765
一般組合員			
組合職員	2,253	1,672	278,708
職員団体専従職員	355	793	57,738
計	372,450	620,780	70,088,884
知事組合員	46	74	17,480
短期組合員	3	8	1,140
船員一般組合員	1,409	3,414	272,353
船員継続組合員	—	—	—
任意継続組合員	3,265	3,642	548,808
合 計	377,173	627,918	70,928,665
組合員1人当りの被扶養者給料(俸給)月額		1.66	188,053

備考
1 組合員数及び被扶養者数は、昭和54年3月末日におけるものであること。

2 給料(俸給)月額は、昭和54年3月における掛金の基礎となつたものであること。

(3) 各経理単位の設置支部数

短期経理	48
長期経理	48
業務経理	47
保健経理	47
医療経理	24
宿泊経理	47
貯金経理	15
貸付経理	48
物資経理	10

2 主な経理別の決算概要

(1) 短期経理

ベースアップ及び財源率を千分の4.65引上げたこと等により負担金・掛金等の収入総額は、前年度より108億3,100万円増(16.7%)の756億6,100万円、これに対し、給付等の支出総額は、前年度より79億7,400万円増(13.1%)の690億2,100万円となり、当期利益金は53億

800万円となった。

この利益金は、前年度よりの繰越赤字額33億3,100万円を補てんし、その残額19億7,700万円は不足金補てん積立金に積み立てた。

(2) 長期経理

負担金・掛金等の収入総額は、前年度より227億9,800万円増(12.9%)の1,989億6,100万円、これに対し、給付等の支出総額は、前年度より169億2,300万円増(18.4%)の1,091億600万円となった。

この結果、当年度末の資産総額は、前年度より900億8,600万円増(14.8%)の6,990億1,700万円となった。

その資産の運用状況は、次のとおりである。

ア 地方債、公営企業債、国庫預託金、預貯金等

2,937億1,800万円(42.0%)

イ 職員住宅の設置資金及び宿泊施設等設置のための貸付金

836億700万円(12.0%)

ウ 組合員への貸付金等

3,216億9,200万円(46.0%)

(3) 保健経理

組合員の健康増進を図るため、疾病予防等の健康管理事業を重点的に実施するとともに各種レクリエーション、保健施設の経営等の事業を実施しており、その事業費の総額は、19億6,300万円である。このほか、医療経理、宿泊経理等の運営を助成するため12億8,000万円をそれぞれの経理に繰入れている。

負担金・掛金等の収入総額は、38億1,500万円、これに対し、支出総額は、36億800万円であり、当期利益金が2億700万円生じた。

(4) 医療経理

医療事業は、24支部において実施しており、その施設は、病院1、診療所35、結核病棟1の計97施設である。

診療収入等の収入総額は、13億4,700万円、これに対し、支出総額は12億6,400万円であり、当期利益金は8,300万円となった。

(5) 宿泊経理

本年度における宿泊所及び保養所の稼働施設数は、83施設である。

施設収入等の収入総額は、128億3,600万円、これに対し、支出総額は128億4,800万円であり、当期赤字額が1,200万円生じた。

(6) 貸付経理

本年度末における組合員貸付金は、前年度より6,500件増(3.5%)の19万3,200件、貸付金総額では、前年度より408億6,100万円増(14.4%)の3,246億4,100万円となった。そのうち、組合員の住宅建設及び土地取得のための住宅貸付が8,138億6,000万円で全体の96.7%を占めている。

利息及び配当金等の収入総額は、175億6,700万円、これに対し、支払利息等の支出総額は、169億5,400万円であり、貸倒引当金の当期積増額は、6億1,300万円となった。

3 各経理単位ごとの損益計算書及び貸借対照表の概況は、次表のとおりである。

損益計算書概況(自昭和53年4月1日至昭和54年3月31日)

(単位:百万円)

経理単位 科目	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資
(損失)									
給付	69,020	108,883							
役員報酬・職員給与			679	136	555	3,776	141	313	713
厚生費			1	1,963	2	54			7
旅費・事務費			220	68	24	149	25	92	34
商品仕入						320			8,077
薬品・医療材料費 飲食材料費					3	448	2,737		281
原価消却費			5	20	20	615	1	2	12
支払利息					1	924	3,918	16,323	14
その他の支出	1	121	307	137	213	4,155	27	837	386
財産処分損				1	1	109			1
繰入金		102		1,280					
相互繰入金						9			3
次年度繰越支払準備金	11,503	91							
次年度繰越責任準備金		697,942							
当期利益金	5,308		45	207	83	12	226		67
合計	85,832	807,139	1,257	3,815	1,347	12,836	4,338	17,567	9,595
(利益)									
負担金・掛金	75,227	157,770	911	2,615					
補助金・寄附金				911					
施設収入・患者収入				215	1,277	10,877			583
商品仕入						411			8,837
利息及び配当金	316	4,181	62	62	18	159	4,231	17,419	13
その他の収入	118	10	36	1	2	115	106	148	89
財産処分益						265			
繰入金			248	11	50	1,009	1		73
前年度繰越支払準備金	10,171	151							
前年度繰越責任準備金		608,027							
合計	85,832	807,139	1,257	3,815	1,347	12,836	4,338	17,567	9,595

貸借対照表概況 (昭和54年3月31日現在)

(単位：百万円)

経理単位 科目	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資
(借 方)									
現金・預貯金	1,992	4,745	365	1,281	430	2,812	699	494	489
金 銭 信 託		4,964	65	358	84	655	325		66
未収金・売掛金	37	153	7	48	73	520		2	885
その他の流動資産	11,574	4,666	242	46	81	452	1,539	71	348
組合員貸付金								324,641	
建物・構築物			149	289	74	17,366			1
土 地			38	30		2,577			
建設仮勘定						1,597			
その他の固定資産			22	105	245	1,575	10	24	111
貸付信託		5,308					26,611		
有価証券・有価証券信託 託・証券投資信託		265,667					33,897		
長期貸付金		340,289							
投資不動産		65,010							
預託金		8,215							
合 計	13,603	699,017	888	2,157	987	27,554	63,081	325,232	1,900
(貸 方)									
組合員貯金							59,038		
その他の流動負債	123	984	12	152	56	1,006	2,757	573	657
長期借入金			28		8	18,567		321,423	262
原価消却引当金			31	115	176	3,361	6	16	66
退職給与引当金			354	41	278	1,132	69	158	446
その他の引当金					5	873		3,062	18
支払準備金	11,503	91							
責任準備金		697,942							
建設積立金				124					
別途積立金			160	481	139	971			25
不足金補てん積立金	1,977			106	80	1,644	1,211		93
剰 余 金			303	1,138	245				333
合 計	13,603	699,017	888	2,157	987	27,554	63,081	325,232	1,900